

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	筆筈町法律事務所 弁護士 清水政彦
【住所又は本店所在地】	東京都港区南青山2-2-15 ウィン青山9階
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	平成28年11月25日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	新華ホールディングス・リミテッド(新華控股有限公司、Xinhua Holdings Limited)
証券コード	9399
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	レン・イー・ハン(Lian Yih Hann)
住所又は本店所在地	シンガポール、S 4 4 9 3 0 2、ユニット1 6 2 6 (Unit 1626, S449302, Singapore)
事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区南青山2-2-15 ウィン青山9階 箆笥町法律事務所 弁護士 清水政彦
電話番号	03-6869-8499

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書(1)
訂正される報告書の報告義務発生日	平成27年12月22日
訂正箇所	変更報告書の提出事由として、共同保有者の増加を追加するものです。

(訂正前)

【表紙】

【変更報告書提出事由】

株券等保有割合が1%以上増加したこと。

(訂正後)

【表紙】

【変更報告書提出事由】

株券等保有割合が1%以上増加したこと
共同保有者の増加